

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

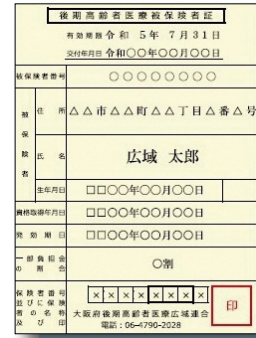
■後期高齢者医療被保険者証が変わります ■窓口負担割合 2 割の施行日と判断の流れ ほか

## 後期高齢者医療被保険者証が変わります(令和4年10月から)

新しい被保険者証は、

- 9月下旬までにお届けします。[有効期限] 令和5年7月31日まで。
- 届いたその日から使用できます。

現在ご使用の被保険者証(水色)の有効期限は、令和4年9月30日までです。  
新しい被保険者証(黄色)が届きましたら破棄または、市役所保険年金課へお返しください。



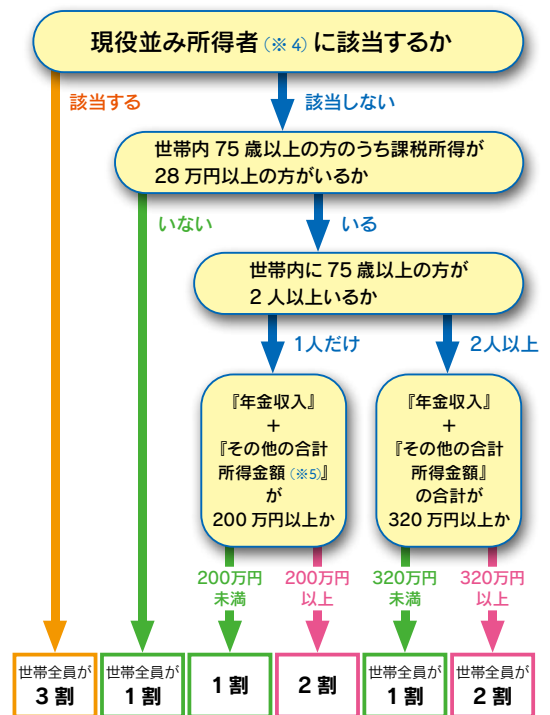
◎新しい被保険者証は【黄色】です

## 窓口負担割合 2 割の施行日と判定の流れ

令和4年10月1日から

- 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等で後期高齢者医療の被保険者(※1))は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、窓口負担割合が2割になります。
- 住民税非課税世帯の方は1割負担となります。
- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の前年中の課税所得(※2)や年金収入(※3)をもとに、世帯単位で判定し、被保険者証を送ります。
- 窓口負担割合2割の対象になるかは右図の流れで判定します。

- (※1) 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方等(65～74歳で一定の障害の状態があると広域連合から認定を受けた方を含む)
- (※2) 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- (※3) 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- (※4) 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- (※5) 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。



## 窓口負担割合が2割になる方は、負担を抑える配慮措置があります

施行後3年間(令和7年9月30日まで)は

- 2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴う1カ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方を対象に、令和4年9月下旬に大阪府後期高齢者医療広域連合から事前に口座を登録するための申請書を郵送します。
- 申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。申請書の提出で、口座が登録されます。
- 高額療養費の支給対象となった場合に、登録された口座へ自動的に払い戻されます。

### 問合せ

○制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

[窓口負担割合見直しについて(令和4年10月31日まで)] 専用コールセンター ☎ 06-7501-0437

[被保険者証、保険料等について] 資格管理課 ☎ 06-4790-2028

[高額療養費、健康診査、医療費通知等について] 給付課 ☎ 06-4790-2031

○保険料の納付、その他各種届出に関すること

羽曳野市保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 072-958-1111(内線1741・1330)

○制度改正の見直しの背景等に関すること

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719